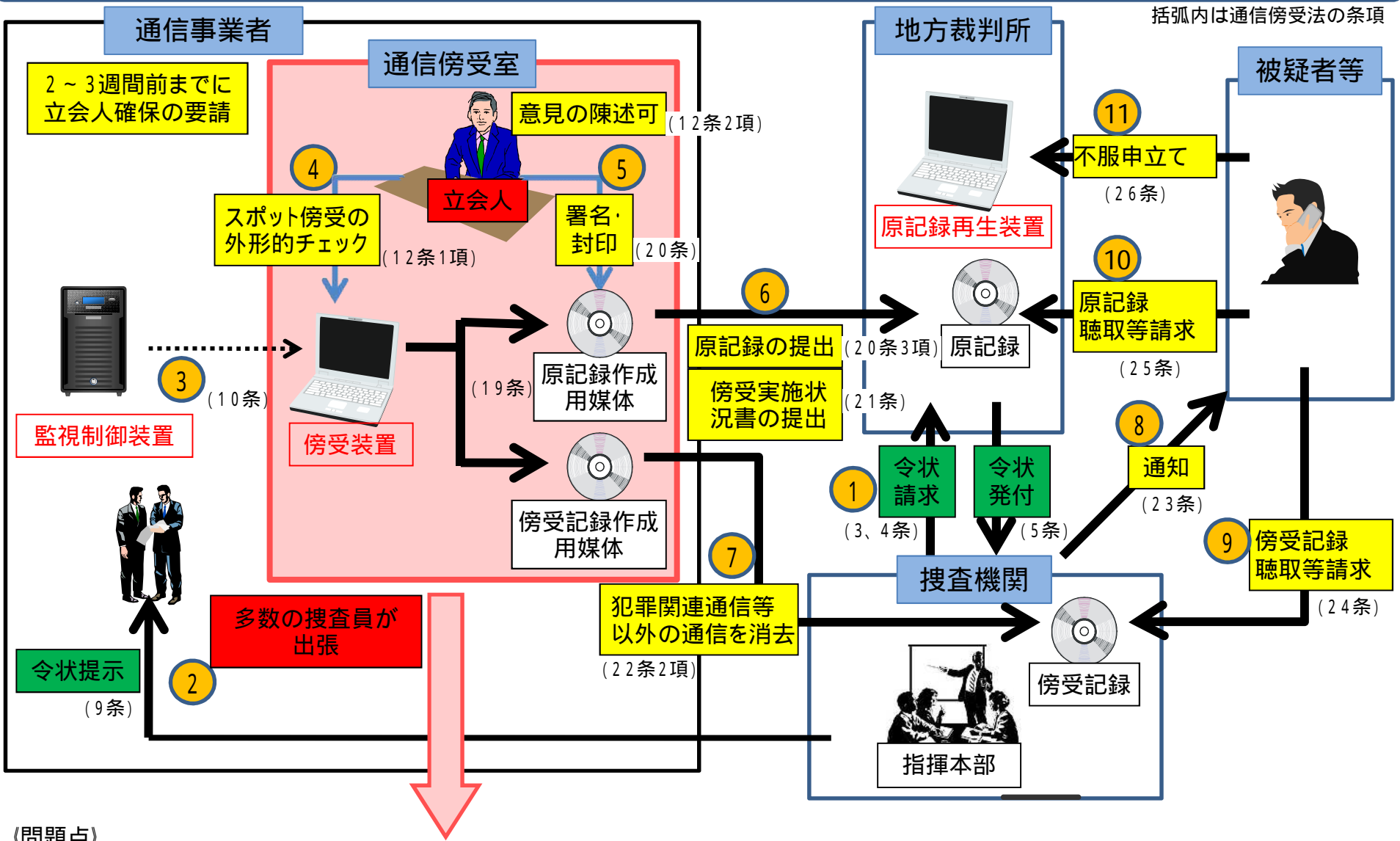


現行通信傍受法における傍受実施手続



〈問題点〉

実施直前の要請、深夜・早朝の実施では立会人確保が困難であり、捜査上の支障大
事業者施設以外では実施できず捜査体制の負担大

通信傍受法の運用の現状

～ 対象犯罪、傍受実施施設、立会い～

対象犯罪

- ・薬物犯罪
- ・銃器犯罪
- ・集団密航
- ・組織的殺人

罪種が限定されている

傍受実施施設

- ・各事業者とも非常に限定的な場所でのみ実施可能
→体制・運用面で大きなコスト
- ・各事業者とも傍受可能回線数が数回線
→同時に複数の事件の傍受は非常に困難

諸外国においては捜査機関の施設又は検察庁で実施

事業者、捜査機関双方の負担

通信事業者等、第三者の立会いが義務付け

- ・立会人確保のための事前調整に日数を要する
- ・早朝や深夜、未明の時間帯や年始年末等の立会人の確保が困難

諸外国においては立会いなし



傍受実施イメージ

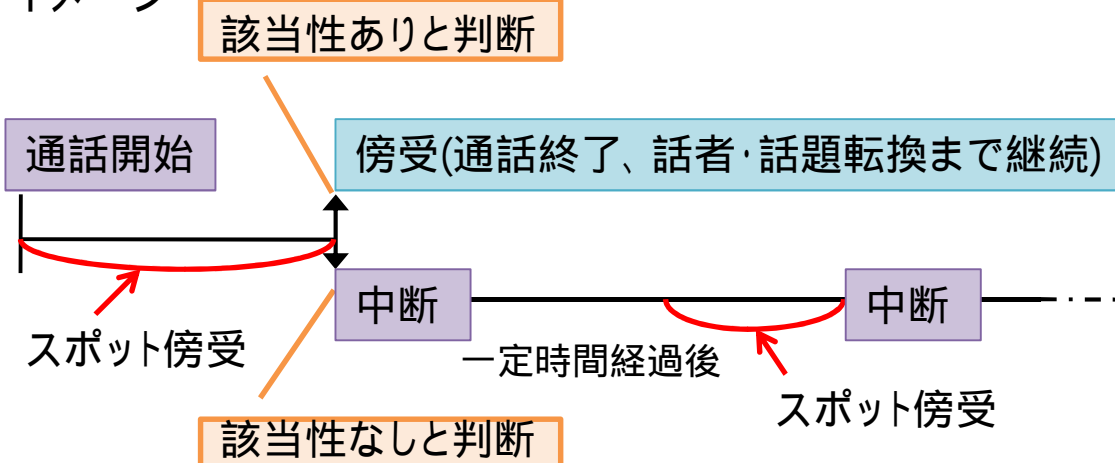
通信傍受法の運用の現状 ～ スポット傍受 ～

該当性判断のための傍受

スポット傍受(最小化)による
該当性判断が求められる

・捜査機関の大きな負担

イメージ

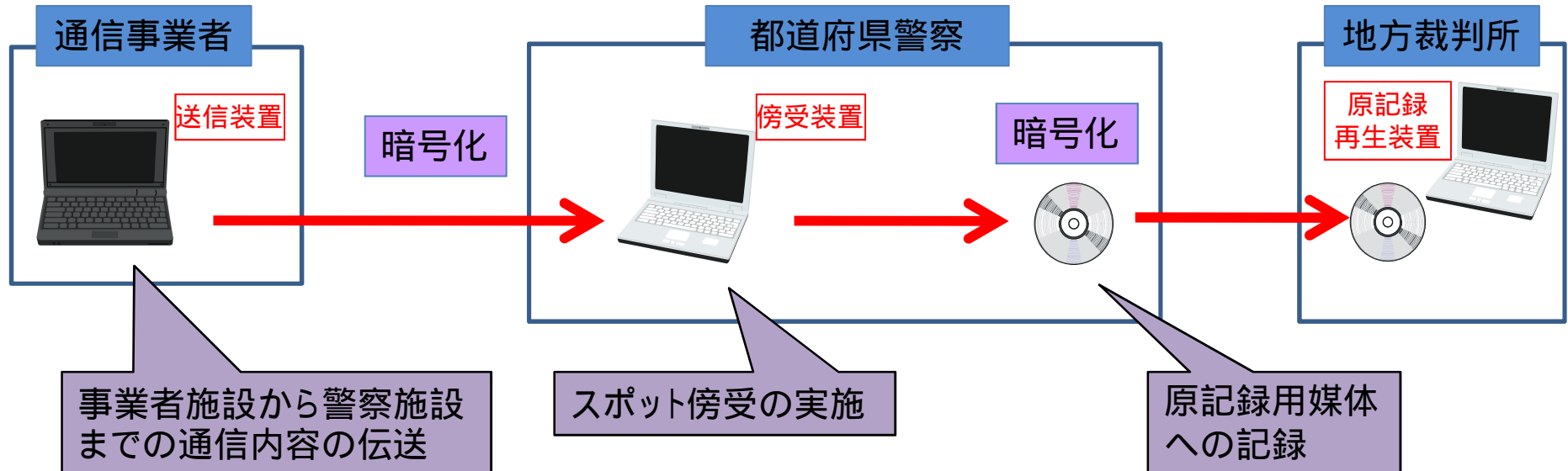


通信傍受法用記録等装置

通信傍受の合理化・効率化案

・立会人を置かずに、
・警察施設で傍受を実施する

不正を防止する技術的措置



① 通信データは暗号化
= 改ざん不可能

② 所定の傍受装置によらなければ
復号不可能な仕組みとする
= スポット傍受の確実な実施

③ 警察では復号不可能
= 改ざん不可能

技術的措置により、立会人がいなくとも、警察が、
・傍受が許された通信以外の傍受ができない
・傍受した通信の記録を改ざんできない
仕組みとする